

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月19日

佐賀県知事 山口 祥 義

### 佐賀県規則第51号

佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年佐賀県規則第8号)の一部を次のように改正する。  
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(災害の報告)</p> <p><b>第3条</b> 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務又は通勤により生じた</u>と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 実施機関の<u>長</u>の職氏名</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><b>別表第1</b> (第2条の2関係)</p> <p>1～7 略</p> <p>8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、<u>心筋こうそく</u>、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の</p>	<p>(災害の報告)</p> <p><b>第3条</b> 実施機関は、その所管に属する職員について、<u>公務上の災害又は通勤による災害</u>と認められる死傷病が発生した場合は、その指定する者に、速やかに報告をさせなければならない。負傷し、若しくは疾病にかかった職員又は死亡した職員の遺族(以下「被災職員等」という。)からその災害が公務又は通勤により生じた旨の申出があった場合も、同様とする。</p> <p>(認定及び通知)</p> <p><b>第4条</b> 略</p> <p>2 実施機関は、前条の規定による報告に係る災害が公務により生じたもの又は通勤により生じたもののいずれでもないとして認定したときは、次に掲げる事項を記載した書面により、被災職員等にその旨を通知しなければならない。</p> <p>(1) 実施機関の職氏名</p> <p>(2)～(5) 略</p> <p><b>別表第1</b> (第2条の2関係)</p> <p>1～7 略</p> <p>8 相当の期間にわたって継続的に行う長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務に従事したため生じた狭心症、<u>心筋梗塞</u>、心停止(心臓性突然死を含む。)、心室細動等の重症の不整</p>

改正前	改正後
<p>不整脈、<u>肺そく栓症、大動脈しゅう破裂（解離性大動脈しゅうを含む。）</u>、くも膜下出血、脳出血、<u>脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく</u>又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p> <p>9・10 略</p>	<p>脈、<u>重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離</u>、くも膜下出血、脳出血、<u>脳梗塞</u>又は高血圧性脳症及びこれらに付随する疾病</p> <p>9・10 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の佐賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和3年9月15日から適用する。